

阿蘇における 自然再生とは

平成15年1月、自然と共生する社会の実現を目指して、衰退しつつある生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした自然再生推進法が施行されました。これに基づき、河川、湿原、干潟、里山、森林その他の自然環境を対象に「保全」「再生」「創出」「維持管理」を行う自然再生事業が全国で始まりつつあります。

釧路湿原では湿原・森林・水環境の再生、農地・農業等との両立、地域づくりへの貢献を目標としたとりくみが、埼玉県のかねぎ山では雑木林の再生・保全・活用を目標としたとりくみが、それぞれの地域に適した方法を用いて、市民参加や地元NPO、自治体、関係各省との連携によって始められています。

阿蘇の場合は、原始的な自然というより、長い歴史の中で人手をかけて創られてきた草原という二次的自然の保全・再生が求められており、そのため地域に根ざした持続性のある草原の維持管理のしくみの創出が必要となります。

これが阿蘇における「自然再生」で実現すべきことであり、今まで広がってきた草原保全の動きをふまえ、「阿蘇草原再生」として取り組んでいきます。

自然再生への全国的な動き

2002年

「新・生物多様性国家戦略」で示された3つの危機

1. 開発等をもたらす種の減少、生態系の破壊等
2. 自然に対する働きかけが縮小することによる
里地里山等の環境変化、種の減少
3. 移入種等による生態系のかく乱

2003年

自然再生推進法の制定・施行

過去に損われた自然環境を取り戻すことが目的

自然再生事業の対象

保全 - 良好な自然環境を積極的に維持する
再生 - 損なわれた自然環境を取り戻す
創出 - 自然環境がほとんど失われた地域の
自然生態系を取り戻す

多くの人々の参加のもと

維持管理 - 再生された自然環境の監視、
長期間維持するための管理

